

4-（2）輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得【申請案内 P.67】

問1. 登録証に申請営業所の名称が明記されていないがどうすればよいか。

答1. 登録証、認定証に申請する営業所が含まれていない場合は、付属書や認定機関の書類、管理文書等、営業所が認定に含まれていることを確認できる資料を添付してください。
証明する資料がない場合は、提出する添付資料に営業所が認定の範囲に含まれていることを書き添えてください。

問2. 「産廃」についてのグリーン経営認証を取得しているが、対象となるか。

答2. 対象範囲に「貨物輸送に関する事項」が含まれていない場合は、加点の対象となりません。
「産廃」の場合は、産業廃棄物の管理だけでなく、産業廃棄物の「輸送」に対して認定を受けていることが「認定証」または「付属書」等に記載されていれば加点の対象となります。

問3. SDGsに係る認証は対象となるか。

答3. SDGsに限らず、申請案内等に例示していない認証制度については、「何をもって認証されているか」という内容を確認して対象となるかどうか判断しています。
書類にて、「どのような機関が発行する」、「どのような認証であるか」、「認定項目の中に交通事故防止に関連する内容が含まれているか」を確認できる資料を提出してください。